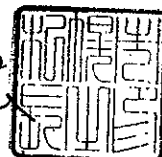


札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 96 号

札幌市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等駐車場条例（平成 1 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 8 条第 2 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。
- (2) 第 1 5 条第 3 項中「それぞれ」を削り、同項第 1 号中「2, 0 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「4, 0 0 0 円」を「5, 0 0 0 円」に改める。
- (3) 第 1 7 条第 1 項を次のように改める。

前条第 2 項の承認の申請をしようとする者は、別表 3 に掲げる額の料金（以下「冬期保管料」という。）を納付しなければならない。

- (4) 第 1 9 条第 3 項中「第 1 7 条の規定による冬期保管料及び別表 2 の規定による駐車料金」を「別表 2 の規定による駐車料金及び別表 3 の規定による冬期保管料」に改める。

「

1, 500 円	3, 000 円
4, 100 円	8, 200 円
9, 000 円	18, 000 円
1, 000 円	2, 000 円
2, 700 円	5, 400 円
6, 000 円	12, 000 円
1, 000 円	2, 000 円
2, 700 円	5, 400 円

- (5) 別表 2 定期利用の項中

を

6,000 円	12,000 円
700 円	1,400 円
1,900 円	3,800 円
4,200 円	8,400 円

「

1,700 円	3,400 円
4,600 円	9,200 円
10,200 円	20,400 円
1,200 円	2,400 円
3,300 円	6,600 円
7,200 円	14,400 円
1,200 円	2,400 円
3,300 円	6,600 円
7,200 円	14,400 円
800 円	1,600 円
2,200 円	4,400 円
4,800 円	9,600 円

に改める。

」

(6) 別表 2 の次に次の 1 表を加える。

別表 3

区分	単位	自転車	原動機付自転車及び小型自動二輪車
有料駐車場	1 台につき	2,300 円	4,600 円
無料駐車場	1 台につき	2,000 円	4,000 円

備考 第 16 条第 2 項の承認の申請及び第 6 条第 1 項の承認（別表 2 に規定するシーズンの区分によるものに限る。）の申請を同時にする場合の冬期保管料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月18日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第15条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第3項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に移動した札幌市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）第2条第4号に規定する自転車等に関し徴収する費用について適用し、同日前に移動した同号に規定する自転車等に関し徴収する費用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第17条第1項及び別表3の規定は、施行日以後の条例第16条第2項の承認に係る条例第17条第1項に規定する冬期保管料について適用し、施行日前の当該承認に係る同項に規定する冬期保管料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表2 定期利用の項の規定は、施行日以後の条例第6条第1項の承認に係る条例第9条第1項に規定する駐車料金について適用し、施行日前の当該承認に係る同項に規定する駐車料金については、なお従前の例による。